

# 月例総会議事録

- 1 招集日時 平成30年 2月19日 (月)
- 2 開会日時及び場所  
平成30年 2月19日 (月) 午後 1時45分  
防府市役所 1号館 3階南北会議室
- 3 閉会日時 平成30年 2月19日 (月) 午後 3時59分
- 4 委員氏名

(1)出席者 (18名)

(1番)石川 眞平 (2番)池田 静枝 (3番)中山 博祐 (4番)宇多村史朗  
(5番)井元 均 (6番)吉本 典正 (7番)木原 伸二 (8番)古谷 修造  
(9番)光井 憲治 (10番)田村 正信 (11番)石田 卓成 (12番)熊安 悦子  
(13番)鹿角 清美 (14番)池田 圭介 (15番)原田 道昭 (16番)内田 成男  
(17番)三輪 栄一 (18番)藤井 伸昌

(2)欠席者 (0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	中谷 純一
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	中司 朱美

6 提出議案及び報告事案

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について  
議案第10号 下限面積(別段の面積)の設定について(別冊)  
報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第9号 農地法第18条但し書きの規定による合意解約について  
報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第11号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

15番 原田 道昭委員

16番 内田 成男委員

---

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから2月の月例総会を開催いたします。本日の欠席委員さんは、いらっしゃいません。出席委員は過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、以後の進行を、藤井会長によろしくお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

それでは、会議のほうに入ります。本日の議事録署名委員さんは15番の原田委員さん、16番の内田委員さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。議案第5号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページをご覧ください。議案第5号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されており、4件とも所有権の移転です。目的は、規模拡大が3件、耕作の便利によるものが1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○13番 鹿角です。議案第5号、1番について説明します。

この案件は、———の土地を———に譲渡する所有権移転の農地法第3条による許可申請です。

場所は、———のグラウンドの南側約50mの所です。

2月9日、中川推進委員と現地確認及び譲受人の———に聞き取りをしました。———が言われるには、この申請地は、長年、———に依頼され耕種管理していましたが、今回、———との話で、———に管理を断られると、遠隔地でもあり、高齢となるため管理ができなくなるので、———に営農ができるうちに譲り渡ししようという話になり、譲り受けることにしましたと言われました。

営農は今、7反ぐらい奥さんと一緒にやられているそうです。

12日に譲り渡し人の—————に電話で伺いました。—————が言われるように、長年、—————に申請地の管理をお願いしていましたが、遠隔地であるのと、高齢となりますので、—————が営農できるうちに早目にと思い、今回、譲渡の話をしたところ、承諾してもらいましたということでした。

次に、農地法第3条2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件全てを満たしていると判断します。皆様方の審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御異議がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん説明お願いいたします。

○11番 11番、石田です。本件は、——の農地を、—————が—————に譲り渡されようとするものです。譲り渡し人の—————については、20年ぐらい前から御自身では耕作をされておられませんので、今までは—————に耕作をお願いしておられました。

ただ、—————が昨年、もうできないということで土地を返され、ちょうど隣の農地を所有されている—————に譲り渡そうということで、今回申請がなされているものでございます。

この譲り渡し人の—————については、ほかにも農地をお持ちなんですけど、ほかは—————のほがしっかりと作ってくださるということで、喜んでおられました。

この譲受人の—————につきましては、妻と2人と書いてあるんですけど、息子さんも—————でし

っかりと農業を頑張ってくださいっておりまして、将来とても有望なんじゃないのかなと思っております。

農業委員といたしましても何ら問題はない、良い案件だと思います。皆様方の御審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。議案第5号の3番について説明します。

この議案は、———の土地を———が譲り受けられる農地法第3条による所有権移転の許可申請です。場所は、———沿いのすぐ南の所です。現地確認と聞き取りを2月9日、———に、中川推進委員と行いました。

———の話によりますと、この水田地は、———に保全管理を依頼されており、長年管理を続けています。親戚関係にあります。———からの要望で、高齢ともなり、———ということで、遠隔地であります。いずれ管理できなくなると思っているため、この申請地を譲り受けてもらえないかという話になり、別に問題もなく、これを受けることにしましたということでした。

譲り渡し人の———に電話で話を聞きました。———には長年、維持管理をお願いしておりましたが、今回思い立ち、———に早目に譲り渡しておけば、管理の心配もなく、また、有効に利用してもらうのではと思って決めたということでした。

次に、農地法第3条2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用

の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思えます。皆様方の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん説明をお願いします。

○13番 鹿角です。議案第5号4番について説明します。

この案件は、———の土地を———が譲り受けられる農地法第3条の所有権移転の許可申請です。

場所は、———より東へ約500mの所です。

現地確認と聞き取りを2月8日に行いました。譲り渡し人の———の話によりますと、申請地のこの3件とも以前から———に管理をお願いしておりましたところで、いずれ、今回、この3件の申請地を譲渡したいと言われて、いずれも———の圃場に近いということで、隣接している、それから、圃場面積が小さく、———の農機具の通行ができないということで、営農管理が大変困難な場所であって、それで———に話をしましたところ、問題がなく譲り受けてもらうことになりましたということでした。

また、譲受人の———より話を聞きますところ、以前からこの3件の申請地を———より、営農管理をしていました。今回、———から譲渡の話を聞きました。今まで営農管理をしていたので、それと、自分の圃場に隣接していることもあり、別に問題なく譲り受けることにしましたということでした。

次に、農地法第3条2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると思えます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数については、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしているんじゃないかと思います。皆様方の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、私のほうから。この営農計画書に、圃場整備予定地の中にあるのでというのは、これはあくまでも個人がなされる圃場整備ということでよろしいんですか。

○13番 ————個人で。

○藤井会長 全体ではここはまだそういう話は進んでいないんですね。

○11番 11番、石田ですけど、———はかなり進んでいますけど、——は全然進んでいません。

———が言われるには、そういう畦畔とか地主さんの許可を得た上で取り除いて、なるべく広くして効率良くできるようにというので、自腹でやっつけてくださっているんですけど、他市ではそういうのに補助を出している市もあるので、防府もぜひそういうのをやってほしいという要望は常日頃からいただいております。

○藤井会長 ほかに御意見はないですか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認をいただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

議案第6号事務局説明をお願いします。

○事務局 議案書の2ページ、資料の9ページになります。議案第6号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が1件出されております。

転用目的は、進入路です。農地区分は、集団農地面積27.1haの農地で、施行規則第45条第2号に該当する第2種農地です。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは1番地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、宇多村ですけども、実は、議案第7号の1と関連がございまして、できれば一括して説明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤井会長 わかりました。一括でお願いします。

○4番 よろしいですか。4番、宇多村でございます。議案第6号の1、農地法第4条の規定による許可申請と、議案第7号の1、法第5条の規定による許可申請については関連がございまして、一括して御説明申し上げます。

本議案は、太陽光発電装置の設置に関するものでございます。30年の2月10日、申請者の————と、現地確認とともに聞き取り調査を行いました。

また、2月14日、水曜日でございますが、農業委員会の事務局と農業委員である、第1小委員会の中山委員と現地確認を行いました。

まず、議案第6号の1、農地法第4条の規定による許可申請でございます。議案書の2ページでございます。太陽光発電装置の設置の資材搬入の進入路とするため、一時一部転用をするものでございます。

議案書で説明いたします。申請地は、議案説明書の資料9、10、11ページをご覧ください。当該申請農地は————にあり、位置的には————の下を————、——でございますが、交差している所がございます。それから約100mほど——寄りに行き、山側に左折して300m程度北側に位置しております。

11ページの上段の————が太陽光発電設置場所でございますが、地図にありますように、隣接が————、上の黒い部分です。と、————の宅地、————のミカン畑に囲まれた農地1,469m<sup>2</sup>の一部に太陽光を設置するものでございます。隣接地とは石垣による段差があり、機材等の機器の搬入の進入路がないため、進入路のための一時的な転用をお願いするものでございます。

13ページに事業計画書がございます。こちらの事業計画書でございますが、資材搬入進入路とするため一時転用するということと、申請地の利用計画は、1,205m<sup>2</sup>のうちの82.77m<sup>2</sup>のみを一部転用するものでございます。

それから、現在は耕作しておらず、休耕地となっているということで、約15年間耕作放棄地の現況になっております。

申請地を取得しなければならない理由でございますが、進入路として確保するということです。

その下に公道との接続の状況、事業実施者とありますが、事業実施者は、————という太陽光の設置会社でございます。土地は、————のものでございます。

続きまして、15ページでございますが、被害防除計画書にございますように、土砂の流出等については問題ございません。

また、周辺の農地の日照、通風等による支障でございますが、建物等の設置は行われなため、この問題はございません。

また、雨水の排水計画でございますが、自然流下ということで、隣接が河川ということもありまして、こちらのほうも問題ないと考えております。汚水の排水計画も特段問題はないと考えてございます。

続きまして、次に議案3ページの議案第7号の1でございます。

当該農地の————は、貸出人が————、————の土地を、その息子で長男である————が貸借して、太陽光発電設置のための転用許可をお願いするものでございます。太陽光設備設置の事業計画につきましては、資料17、18、19になります。

事業計画書を説明いたしますと、17ページでございます。事業の概要は、安定した収入確保と再生可能エネルギーの普及に貢献したいというところによりますと、申請地の利用計画でございますが、現地には発電出力が49.5kW、パネルは300Wの1枚のパネルを324枚設置、こうした計画になっております。

設置する目的でございますが、当地が長年放棄地になっておりました。持ち主である————が————ということもあり、耕作できない状態になったということと、その息子さんのほうが————でやっていらっしゃいます。そういったことから、なかなか農業に従事することが難しいといった環境で、耕作放棄地の状態が長引いたというふうなことを聞いております。

18ページ、19ページには、現地のパネルの設置状況が、このように計画されております。

19ページの被害防除計画書でございますが、先ほどの搬入路のところと同じ状態でございますが、土砂の流出、または農地の日照、通風等に係る支障、雨水の排水計画、こういった部分も先ほどと同じように周辺に支障を及ぼすような状況ではないと思っております。

以上のように、地元の農業委員といたしまして、申請地の隣接者にも太陽光発電設置について了解が得られておりますし、隣接に河川もあり、雨水対策についても問題ないというふうに設置しておりますので、特段問題はないものと判断しております。皆様方の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。ご意見のある方はお願いします。確認しますが、この一時転用がなくなった後は、メンテナンスはどこから入るようになるんですか。

○4番 実は、きょうも御本人に確認したんですが、太陽光の設置が済みましたら、一旦全部元の状態に戻します。その後、メンテナンスのために、また現地に入らなければならない状況になったときには、再度一時転用をさせてもらって、また道を付けてということで、永続的にずっと転用をかけるというふうなことにはしないということを確認しております。

だから、私も、それだけのことを考えれば、そのまま道にしておいたらいいのじゃないかと思い、事務局とも話したんですが、県の指導も何かあると聞いておりますので、それは事務局から回答をいただけたらと思います。

○藤井会長 事務局、説明してください。その都度付けるという形でOKなのか。

○事務局 県からの指導としては、使用頻度が低いものへの転用は認められませんので、メンテナンス用通路が、使用頻度がそこまでない。工事等が新たに必要になった場合は、当然車両が入ることがあ

ると思いますけど、その場合は再度農地転用でやってくださいという指導です。

○藤井会長 許可の基準にメンテナンスの進入路があるなしというのは特にはない。

○事務局 そうですね。これが使用頻度の高い進入路、住宅への進入路とか、であれば当然毎日のように使うわけですから、使用頻度が高いと思うんですけど、メンテナンスも、実際現場に車両で行って行くということはほとんどない、工程上はあるんですけど、車両が入らなければならないというようなことは余りないんじゃないかと思われる。特にこちらから指導をして、今回の案件については、向こうから一時転用でというふうに言われていたので、詳しくは追求していません。

○藤井会長 わかりました。今の件も含めて何か御意見・御質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。御意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。2つに分けてさせていただきます。

まず、議案第6号の1番について、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第6号の1番は可決承認いたします。

続きまして、順番が逆になりますけども、議案第7号の1番、御承認いただける方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第7号の1番は可決承認いたします。

続きまして、議案第7号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第7号につきまして、農地法第5条の規定による許可申請が11件出されております。

転用目的は、太陽光発電設備が3件、建売住宅が3件、自己用住宅が2件、自己用住宅及び事務所敷地、事務所、それから、資材置場がそれぞれ1件ずつです。

まず、受付番号1、太陽光発電設備ですが、農地区分は、集団農地面積27.1haの農地で、施行規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号2、自己用住宅及び事務所敷地です。農地区分は、集団農地面積72.7haの農地で、施行令第12条第1号及び第2号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第37条第5号の土地改良事業計画です。農用地区域除外手続中です。

受付番号3、事務所です。農地区分は、集団農地面積86.8haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。農用地区域除外手続中と、開発許可申請準備中です。

受付番号4、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積8.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号5、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積19.2haの農地で、施行規則第

45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号6、建売住宅です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号7、建売住宅です。農地区分は集団農地面積63.7haの農地で、施行規則第45条第2号に該当する第2種農地です。開発許可申請準備中です。

受付番号8、建売住宅です。農地区分は集団農地面積1.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号9、資材置場です。農地区分は集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号10、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積8.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号11、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 1番は先ほど御承認いただきましたので、2番から進めたいと思います。2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の内田でございます。———の住宅兼事務所敷地拡張ということでの転用でございます。2月の8日に事務局2名、三輪委員さんと私、内田で現地を確認させていただきました。当日、こちらの———ですが、この方の奥様と直接お会いさせていただきました、お話をお聞きしました。

現地は21ページですが、———から、———というのがあるんですが、あれから西のほうへ入って、———という集落があるんですが、そちらに位置いたします。

現地の周辺は23ページですが、周辺は———の圃場整備工区内にあります。

25ページの土地の利用計画図を見てもらうとよくわかるんですが、自宅周辺が圃場整備されまして、この———の敷地と、もとあった田んぼ、これは全くフラットな状態だったんです。全く、敷地と田んぼがフラットのような状態だったんです。それが圃場整備が入った関係で、敷地よりかなり低い圃場ができたんです。その高さが4mぐらいあります。

だから、大人がのぞいても怖いぐらいの高さがあるんです。管理畦畔がついているんです、こういうふうに、余りにも高いから。畦畔、斜めだけじゃなくて、こういうふうに少し管理畦畔が付いている。その下に排水路があるという状況なんです。

今回の申請に至った経緯は、譲り渡し人の———と、———は———に当たります。この———所有の水田の管理畦畔の一部、要するに圃場じゃないんですが、もうでき上がっているん

ですが、管理畦畔の一部の100m<sup>2</sup>を譲り受けたい。受けて、——が——をされている関係もあって、軽4輪車両が4台程度ぐらい駐車できるように敷地を拡張したいという状況でございます。

25ページの黒い線が農業用排水路です。この高さが、左側も右側も後ろも高低差は4mぐらいあります。かなり下へできています。だから、今までとは全く似ても似つかないような田んぼができたんです。

だから、そういうふうな状態でもあって、後ろに————もあるんです。ここに————いらっしゃって、大変危険ということで、現地へ行ってみると柵が設けてありました、こっちから行かないように。小さな子どもさんですから、転落されると大変でございますので。

1種農地ですから、除外申請も出ております。事業計画や被害防除計画等、問題は全くないと考えております。100m<sup>2</sup>程度でございますので、全く周辺には問題はないと思いますので、皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 1点質問、24ページの事業計画書の真ん中辺に、土地改良事業により非農地として整形されているので、非農地扱いにこれはなっている。

○事務局 この書いてある「土地改良事業により非農地」というのは、土地改良事業の中で非農地にするところというのは、圃場整備の前の段階で決めていると思うんですけど、そういう意味合いの非農地です。

○16番 今申しました管理畦畔とって、落差があるんです。法面をこういうふうに傾斜地を作って、ここに敷地があるんです。傾斜地をこう作って、ここにまた管理畦畔というのを付けて、また下に付ける。余りにも落差がひどいもんですから、ここに排水路があるんです。

だから、ここの法面、斜面については全く農用地として活用はしないということです。その下の田んぼはもちろん。だから、この部分についてはかなり畦畔が幅が広くて、これは農地として、畦畔を付けているだけで、余り活用はしない。草刈りが大変でございますが、少ないほうがいいと。

だから、そういうふうなことがあります。余りにも落差があると、そういうところは除外の所がありますので、農地じゃない。

○藤井会長 でも一応は農地扱いに。

○16番 この中にはあります。だから除外申請が出ているんです。そういうことでございます。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○11番 教えてください。うちも将来圃場整備したいので。要は、もともと農地だったけど、その整

備の約束、話し合いを地域でするときに、ここは後々転用をかけるよということで外した。

○16番 そこまでいってなかった。でき上がってみて初めて、これは危険だという状況なんです。最初のうちには、原型がフラットな状態だったもので、でき上がってみないと圃場はわかりません、落差がある所なんかは特に。こんな調子じゃなかったと思われたと思います。

○11番 ありがとうございます。

○事務局 平成29年の4月に異種目換地ということで、用途を変えて、換地後、非農地として利用しますということで、土地改良事業の中で定められた土地になっているようです。

○藤井会長 それがこういう危険な状態にあるから、ちょっとどうかしたいということでから申請が出ているわけ。

○事務局 そこまではわからないんですけど、この農地、換地の段階のときに、農地以外にも、ほかにもあると思います。

○藤井会長 わかりました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番ですけれども、私を含めて————は外れたほうがいいと思いますので、職務代理の古谷さんをお願いしたいと思います。

○8番 ただいま議長より御報告がありましたが、本案件は————の方がこの採決に採決できないということでして、私が代わって議長を務めさせていただきます。

それでは、事務局よりお願いします。（発言する者あり）

○11番 11番、石田です。本案件について御説明させていただきます。

————の県道沿いにある————と————の所有農地を、————が、——を建てるために譲ってほしいというお話があって、本案件が出されているものです。

まず、上のほうの————から行かせていただきます。

今までは————にお住まいの————が耕作をされておりました。27ページの枠で囲んである所の、2枚に分かれているんですけど、北側のほうです。上の、これが————の所有です。そのすぐ右側も同じように————が作られていたんですけど、今回、——に譲られた後は、——とこの農地、また利用権設定、後日出てくるんですけど、して、——が自分たちで管理するというお話であります。

南側のほうの————の農地につきましては、ほかにも農地をお持ちでございまして、そのほかの

農地についてはこれまでどおり自分で引き続き耕作されるということでございます。

—————なんですけど、市内全域で—————というのをされておまして、ここに—————と—————を両方の機能をここに集約、—————を集約されるということでございます。

この地図のすぐ北側にある、もともとここを買っている—————と書いてある所が、すぐこの地図の北側、27ページにあるんですけど、この建物についてはこれまでどおり、今のところそのまま置いておいてくださるということでございます。

——は、今までは—————の所へあったんですけど、農用地内に入ってきてくださるということで、地元の農業振興にも少しは寄与していただけるんじゃないかなと、この裏は放棄地が多いので、地元委員としては大いに期待をしているところでございます。

以上、御説明させていただきます。何ら問題ないと思います。お願いいたします。

○8番 今、説明がございましたが、これに何か質疑等があればお願いをいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○8番 特に質疑等がありませんので、ここで採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○8番 全員賛成です。ありがとうございます。

それでは、入ってもらってください。(発言する者あり)

○藤井会長 それでは、続いて、4番、地元委員さん説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第7号の4は、—————の農地を、—————が自己用住宅を建てるために、農地転用をしたいとする申請でございます。

この農地の現地確認は2月13日に吉本小委員長さんと事務局の職員2名とで実施いたしました。

なお、—————には2月8日ヒアリングをいたしております。

担当の行政書士さんには2月の9日に私の家に来ていただいて、ヒアリングをし、ここで説明することの了承をいただいております。

この農地の場所は、お手元の資料の34ページに記載ありますように、—————の北側の端より約150mくらい北側にあります。

なお、この農地は第2種農地ということでございます。なので、地域住民については、周辺の他の土地では事業の目的を達成することができない場合、この許可要件に適合すると考えております。

また、一般基準については、まず、確実に転用するかどうかということがございますが、これは、—————とヒアリングした際に、特に問題ないと判断をいたしております。

それから、周辺の営農条件に悪影響を与えないかどうかということですが、地元の水利組合としても特に問題ないという判断をしております。

報告は以上でございますが、地元委員としては、特に問題ないと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん説明をお願いします。

○17番 17番の三輪でございます。議案第7号の5について御説明をいたします。

—————、—————からの太陽光発電のための所有権移転ということでございます。

2月8日に内田委員さんと事務局職員さん2人とで現地を見に参りました。現地は資料の39ページのとおりで、—————、—————になりますけど、南側で、これが市道ですけども、この市道の交差点の角にある所です。2面がアスファルトの道路、ガードレールに囲まれた所で、周囲は、赤い所が竹やぶに囲まれておりました。

それと、後日、連絡がついた—————に電話でもお伺いしたんですけども、この田は10年間も前から何も作っていないということでした。家の田んぼの前にも田があるんですけども、これも—————の法人へ預けており、当分、農業はしていないという話がありました。

この土地は—————が紹介されて、—————とお付き合いがあると思われるんですけども、この—————という方が譲渡人になっております。

この—————のことはよくわかりませんが、私なりにインターネットで調べてみましたら、—————ということと、—————に本社がありまして、—————支店があるということ、それと、従業員が—————いる、—————だということで、—————をしているということでございました。

雨水対策としては、余り盛り土をせずに、防草シートと申しますけど、草を抑えるシートをして、中央にますを設けて、自然シートといいますか、自然になくなるという方式をとるという説明でございます。

また、近くには道路を隔てて50mの所に最近できたアパートがあるんですけども、ほかには民家もなく、用排水にも特に影響はないと思われまます。

以上で地元ではよろしいかと思うんですけども、皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○11番 11番、石田です。43ページにフェンスを設けるように書いてあるんですけど、この周り

に草が結構生えるんじゃないかと思うんですが、その管理とかは会社できちんとやられることは御確認はいただかれていますでしょうか。

○17番 私が直接この業者さんにお話をした状況ではないんですけども、行政書士さんのお話を聞きますと、フェンスはやりますけども、地盤が低い所で、こういう格好で真ん中に傾斜を設けて、ますを設けてやるというようなことでした。

いずれにしても業者の話を聞きますと、全国的なことですけど、余り土地を購入してもなかなか収益が上がらないので、その範囲でなるべくやりますからということでした。

フェンス、草刈りはまた市道の側溝がありますので、これはちゃんとやってくださいよと、行政書士さんには頼っておきました。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

○11番 どうもすみません。41ページを見ると隣に田んぼもあるんですけど、これはそのまま作られる予定ですか。お話はきっちりされているのかなど。

○17番 これは何もない所、竹が田んぼの周りに、この面積の割に小高い所に3mぐらいの所に回りに全部竹やぶになっておりまして、この周りは使えるような状況では全くありません。また、雨水もそこへ集まってくるということで、この周りの田んぼに悪いことはないと思っております。

○藤井会長 ほかにございませんか。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○16番 参考までに、私、現地に立ち合いさせてもらったんですが、よくこれやってくれたというふうな所でございます。ガマが生えて、ため池かというような状態になっている。低い。湿地でもあるし、排水路はきちっとなっていましたけども、全部埋まっていました。だから何十年と使ったことはない。普通の人のはため池と思うぐらいの所です。

周りに農地もあるんですが、全部やぶです。南側が山なんです。余り行かない、入らないと思うんです。よくやられたなど。

以上でございます。大賛成です。

○藤井会長 ひとつ事務局に聞きますけど、これで49.いくらでも新しい——がふえて——。

○事務局 そうですね。今年度です。

○藤井会長 今年度からされているのかね。

○事務局 されています。その旧年度に設置したものについても同様の取り扱いをするようにというのが本年度の資料にあります。

○藤井会長 本年度の設置、去年か。

○事務局 去年、そうです。内容は、フェンスの設置と、管理者等の掲示をするように、今まで50kW以上のものにしかそれがなかったんですけど、50kW未満でも行われるようになっていきます。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん説明をお願いします。

○6番 6番の吉本です。資料は4ページです。2つあります。

まず、ここは7号の6ですが、田んぼが2つありまして、———という方の田んぼと———という方の田んぼです。その農地を———が取得して建売住宅を8棟建設するという事案です。

場所は、46ページを見られたらわかると思うんですが、ざっと大きい区画なんです、工場の南西のほうなんです。場所は———から近いですから、———の西400mぐらいです。

したがって、資料の45ページを見られたらわかるんですが、このど真ん中の申請地が———と新しい住宅の間に挟まれて、田んぼはここしかないというような状態で、非常に耕作も不便で、この45ページの上から見て右側が休耕地、左側は耕作をしておられたんですが、左側は利用権の設定で27ページにあるんですが、これは両方で契約解除はしていらっやいます。こういう前提条件が整っております。

まず、現場調査は2月13日10時10分から、事務局の方2名と、田村職務代理で行いました。地主の先程言いました———、———ともかなり御高齢なんです。———ぐらいなんです、2月7日に直接面談をして、その経過についてお聞きしましたので、報告をいたします。

どちらも耕作ができないということなので、一方は利用権の設定は付けていらっやったんですが、片方の農地を売るということで、1反ぐらいの土地ですから、2つないと道ができないから売れない、この機会に両方売りたいという話を聞きました。

許可基準として、立地基準、条件としては、他の土地では行うことができないということで、許可ができるとされております。一般基準としては、———は、このあたりの宅地をかなり買われて、かなり需要は良く、仕事のほうはきちっとやってもらえるものと思います。

ということで、実はここは、資料49ページの被害防除計画書で未記入がありまして、汚水の放流先は農業用排水路となっておりますが、説明の日がないということで、———のほうでなくて、———のほうがここを担当しているということで、2回も3回も電話して、今朝のこと、地元の水利組合に説明していないから、この議案は来月に回しますよと再度請求したら、わかりましたと、今から行きますということがありまして、かなり厳しく指導はしました。

やっぱり大事な公文書ですので、審議をするときにきちんとした手続をして、ちゃんとしたことをやっておきなさいということで、これも今日の11時に電話をもらいまして、今行って、担当

の、————、という方に言って承諾をいただきましたということで、————には今日の11時、その5分後に確認しまして、これでオーケーということで、地元の農業委員としては、やむを得ないだろう、書類も問題ないということで許可するに至りました。

以上です。皆さん方の意見がありましたら、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○11番 11番、石田ですが、こういった水利関係の説明が提出時にできていない場合、それをちゃんと記入してから提出してくださいというふうには、事務局ではできないんですか。

あと、いつも僕、こうやって上がってきた人の電話番号とか後で調べてもらうんですけど、その時点で聞いていただくようにルール付けを事務局でしていただければ、もうちょっとスムーズにいくんじゃないかなと。農業委員さんも地元にお住まいの方ばかりじゃなく、改選もあったので、そういうルール作りをしていただけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○藤井会長 どうですか、事務局。

○事務局 心がけようとは思いますが、これだけではないので、受付時に必ずチェックをしてから受け付けろというのは、ちょっと無理があるので、御容赦いただきたい。

電話番号については、法定上定めがないので、必ずお願いできるという、必要であればその都度集めますので、それ以外で集めるというのは、今、私の段階では難しいと思うんですけども。

○11番 じゃないと連絡を取ろうと思ってもすぐ取れないので、いつも調べて送ってくださって、メールとかで教えていただいていますけど、寸前にわかって、相手と連絡がつかなかったり、一番いけないのが月例総会までに連絡が取れないということです。相手方としてもそれはおもしろくないと思うんです。

だから、地元の委員から聞くように言われているからと、地元委員のせいにしてでも聞いていただけないか。例えば私が担当している地域であれば、必ず毎回聞いていただきたいなど。面識のない方も多いので、ぜひお願いしたいなと思います。

○8番 それと、電話帳に載っていないです。

○11番 電話帳に載っていない家も最近多いです。

○8番 だから必ず聞いてもらわないと。

○11番 ですよ。皆さんどんな御意見か諮っていただければと思います。

○藤井会長 いかがですかね、皆さん。皆さんの意見を聞くまでもなく、このぐらいは事務局で確認できませんかね。（「受付の段階だからな」と呼ぶ者あり）少なくとも連絡をとらないと確認しようがないことなので（「留守だったりとかも結構あるし」と呼ぶ者あり）、ぜひこれはお願いします。

あくまでも担当の農業委員さんに連絡をするだけの話ですから。それでお願いします。（発言する者あり）事務局、何か意見があれば言ってください。

○事務局 もし全ての農業委員さんが電話が絶対必要であると言われるのであれば、そのようにお願いをしていこうかと思えますけれども、電話をされるのが全てではないというケースも中にはありますので、この様式とは別に電話番号についてということと言われれば、これも一応個人情報になりますので、外に当然出るわけではありませんけれども、全員で、もし皆さんがどうしてもということと言われれば、お願いしていくことにしたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○藤井会長 採決しましょう。電話番号ぐらいは皆さん、知りたいという方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員です。

○事務局 様式の中にないので、言い方は考えますけれども、そういう御意見があったということで、お願いしてまいりたいと思います。

○藤井会長 よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。どうぞ。

○14番 今日、汚水及び排水計画というところがないから、農業委員さんが書いてくださいと言われたんですけど、やっぱりこれもきちんと出て初めて正式な書類になるんじゃないですか。極端に言ったら、いい加減な書類を出してもらっても困ります。受け付けるときにきちんと書いてあるかどうかというのは当然確認してここに上がってくるべきだと思いますけど。

○11番 許可なので、これは。届け出だった抜けがあっても致し方ないところもあるかもしれないけど、許可なんです。

○藤井会長 事務局から答弁されましたけれども、これをここまでを目を通すということは、事務上そんなに負担になることですか。全部目を通して申請を受け付けるわけにはいかないというような答弁だけ。

基本的には申請書類ちゃんとしたものを出していただくというのが筋ですので何とかしたいと思えますけれども、あとは事務手続も他の人との兼ね合いで、それは事務局で相談していただいてから、いい方向で進めたいと思いますので（「やっぱり基本だと思います、書類の」と呼ぶ者あり）

○14番 抜けていいものだったら別にいいんですけど、絶対要るものだったら、まず事務的にきちんとしたものが出てこない、全部それを農業委員が、これ抜けてるよとか、おかしいと思いません。

（「はい、思います」と呼ぶ者あり）

○8番 たまたまうちのほうで水利を担当していますので、必ず印鑑を押さないと処理ができないようになっているんです。それで、これを私の印鑑を押さないとやったなと思ったから、ちょっと来てと。

たまたま私は両方やっていますから、気がつくんです。

○藤井会長 わかりました。事務局、相談させてください。ちゃんと皆さんのいいようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第7号の7番です。農地法第5条の規定による建売住宅による所有権の移転の許可申請でございます。

議案書の51ページをご覧ください。2月の14日午後2時、事務局2名と宇多村小委員長と私の4名で現地確認をいたしました。

場所は、————の南東部です。————と17日夕方、電話で話を聞きました。————ということなので、電話で気になったんですけども、しっかりと対応をしてくださり、とても助かりました。今まで————に耕作してもらっていたそうですが、自分自身が高齢なので限界を感じ、耕作を断って、————にお願いされたそうです。

ずっと、いつも通る道ですので見ておりましたが、昨年まできちんと耕作されており、本当に残念だと思っています。

また、17日夕方、————に電話で事情をお聞きしました。————より話がありまして、隣接の————、————にも説明し、了解を得られているそうです。

先ほどから問題になっております被害防除計画書の中の水利組合の許可ですけど、やはり白紙になっておりまして、私も先ほどのように強く言えばよかったんですけど、電話では相当言いました。水利組合の方ときちんと協議して、ちゃんと説明していらっしやらないんですかということを行ったんですけど、今からちゃんと許可を取りますというお話でした。

これが今の話だと通じるのかどうなのか、今、本当にええっと思っているんですが、もう少し、連絡してくださいということを、私のほうに連絡くださいということをおけばよかったなと後悔いたしております。

周辺にまだ水田も随分残っておりますので、排水面も本当に気をつけていただかないと、清掃面もきちんとしてくださいねということも重々お話もしておきました。

先ほどからの話だと、これで許可を、私も自信がなくなったんですけど、皆様方の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○8番 8番の古谷です。私も一応植松水利会のお世話しております。こういったのを見ますと、担当の行政書士を呼んで、これをしていない限り今回の月例総会に出さないというぐらいのことを言って

います。私が押したものを今度、防府土地改良区のほうでまた書類を作って、それを農業委員会に出しています。そういったルールというのがあります。

○藤井会長 ほかに御意見はございますか。どうぞ。

○6番 6番の吉本です。新しい農業委員さんがいらっしゃって、この件については判断で回られる方がいらっしゃると思いますけど、今、古谷さんが言われたのは、私は、農業委員の責任として、一番用地に汚水が入るんです。

そういうところをきちっとやってもらわないと、私たちは転用のスケジュールまでは、説明はできませんよということで、だから、こういう宅地転用という、必ず不動産が入って、不動産屋がやる場合もあるけど、ほとんどやらないです。行政書士がパパッと入るんです。

行政書士が事務的にパッパッパやるから、例えば、今の素通りした分もあるんですが、そうでなくて、もし書面でもらったとき説明がなかったら、こちらからも電話して、やっぱり必要な公文書ですから、許可案件の許可が通るために必要な、この9条の様式の被害防除計画ですから、ここができていないと、私たちは農業委員会に上程できませんと。

だから、これができたらまた電話ください。これが条件ですというふうに一応話を投げて、来ないことが多いんです、無視されている場合が。だから、私が今日言ったように、電話がなかったら、じゃあ来月に回しますよと言ってもいいと思うんです。そういうふうにしていたら、それを繰り返せば行政書士さんも、これはちゃんとやっておかないといけないということになると思います。

以上です。

○14番 やっぱり、受け付けるまでに出す必要があるんじゃないですか。

○6番 それが一番いいです。だけど（「それが本当です」と呼ぶ者あり）事務局が皆できないと言っているから、我々も農業委員として、次の歯止めとして、農業委員の責任として、ここでフィルターをかけないといけないでしょ。

○14番 それは申請書がきちんと出ていないものを受け付けて、今聞いてもおかしいですよ、それ、絶対。きちんとしたのが出て、それで初めて判断ができる。このとおりですねと言って、自分たちが、この申請書を出された人が、そこに行って聞いて、間違いありませんねってやるのが本当でしょ。

○8番 この場合、必ず地元水利組合長さんと、それと、ある程度水利会、土地改良区に行くまでに、それぞれ水利組合があります。その印鑑の同意書がないと、これは許可できないはずですよ。だから、それを出してもらわないと、私の立場では、通さないです。

だから、賛成か反対かといったら、この件は反対します。

○6番 それともう1点、行政書士さんが勘違いしているんです。手続が2つあるんです。こういうふうに地元の水利組合の方に説明して承諾をいただくという行為と、土地を転用するときに、土地改良区にまた別の書類が要るんです。それをしたからもういいと思う方が多いんです。だから、それとは

全く違うという説明をしましたけど。

○藤井会長 ほかに御意見ないですか。どうぞ。

○11番 事務局に質問なんですけど、水利組合のところの下に取水者というのが書いてあるんですけど、あれは、例えば汚水を流すとしたら、その直下でその水を取られる人の同意も取るということですか。書いてあるのを見たことないんですけど、どういうことなのか。

○16番 私が今までやった案件で、水利組合がないところもあるんです。だから、そういう関係のときには、やっぱりこの取水者になる。その周辺の方の同意があればいいことです。

だから、今は放棄地が多いので、組合が解散したとかも結構あると思うんです。今まで私も1件あったんですが、今はもう全くないという所がございました。

だから、そういうときには、その近隣の方に一応了解を取るとはいいんだろうと思うんですけど。

○藤井会長 取水者とはそういう意味のことなんですか。

○11番 また来年度、調整区域で開発行為とかできないように市も進めているところなので、不動産会社も本気になって営業をかけているんです。売ってくれ売ってくれということで、今からすぐ出てくると思うんです。なので、やっぱりそこをちゃんとやっていたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

○藤井会長 どうぞ。

○1番 今の取水者なんですけど、随分昔に水利組合の役員をやっていたんですけども、もめた例を言いますと、私が担当しているところは水利組合があるんですけど、取水者ということで、近くの人が名前書いて判を押して、組合が知らない間に許可が出たという案件があって、非常にもめた例がありますので、この2つは、私は気をつけるようにはしています。

それと、もう一つ教えてほしいんですが、事業計画の中に、水路等の担当者に、そういう状況ということで—————に同意済みとあるんですが、この地区は—————の範囲ですけど、その辺はいかがなんでしょうか。（「54ページの下から3段目」と呼ぶ者あり）

○藤井会長 どうぞ。

○8番 8番の古谷です。54ページに、事業計画書に、—————同意済みと書いてありますが、こういった形で同意を取られたんでしょうか。

○11番 ミスでしょ。ミスなんですよ、これ。

○2番 私は、気になったんです。それで、—————ですかと聞いたんですけど、そこはうやむやで。

○8番 本来であれば、56ページのほうに何か記入がないといけないのです。多分、資料をもらうとき、これは—————から資料をもらっておられます。そのときに、一応職員さんに話されて、書類をもらったということで書かれたんじゃないですか。実際は—————は、吉本委員が言わ

れたように、特に権限はありません。地元が良ければいいという形で、必ずここに地元の承諾がないと、取水者も基本的にはここも、私も確認したんですが、これは実際、そのことによって水をそれより下でとる、直近の人の合意があればいいということだそうです。

でも、必ず水利組合の印鑑は要ります。承諾は要ります。

○藤井会長 ほかにございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 私の考えを申し上げさせていただきますと、基本的には、池田委員さんがおっしゃったように、ちゃんと、不備な点があるような資料は受け付けるべきじゃないという考えでございます。

ただ、今、物件的にいろいろそれができない理由があるならば、これは今後よく話を詰めて解決していくべき問題だとは思っております。

もしそういうのが出てきたときのために、いろいろ農業委員さんがチェックされて、この審議に上がってくるまでにいろいろ相手との連絡を取るという手続きになっているわけですがけれども、今回の場合には、それもできていないということで、そのままここに上がってきてしまっているのがこの案件だと思いますので、私としては、これがない限り今回これは通したくないと思うんですけども、皆さんの考えはいかがですか。何か反対の御意見があったら。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、採決させていただきます。今回の7番は、保留という形にさせていただきたいと思えますけれど、御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、保留という形にさせていただきます。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

11番までやって休憩しましょう。

○6番 それでは、資料4ページの7号の8について報告をいたします。

別紙資料は53ページからです。

本議案は、59ページを見られたらよくわかるんですが、小さい田の名前も書いていますから、さっきと同じような、1反町が2つぐらいです。—————、—————の農地を、これは、今度は会社は違うんですが、—————が取得して建売住宅として8棟作るという議案です。

場所は、—————から北西250mくらい、県道を挟んで上のほうです。これも見られたらわかるけど、周囲が全部住宅です。

その右側にちょっと2反町あるんですが、ここは私が耕作していたんですが、これは27ページにあるんですが、利用権の解除は2月の14日にやっております。

現地調査、2月13日の11時20分から事務局の方2名と、田村職務代理者と行って行いました。地主の——及び——には、11日と7日に直接面談して話を聞きました。

——のほうは御高齢で、田んぼができないということで、早く処理したい、売りたいというのがありまして、——のほうに売るといことが、話を聞いたときにありまして、合わせて、1反町だから、2反続けて土地が確保できないと、道路ができませんので、6m道路を作りますので、そこを売るというお話を聞きました。これも8棟、8区画できるということです。

これも条件は一緒なんですけど、ほかの場所では代替することはできないということで、許可してもいいということです。

そして、地元の水利組合は、資料の61ページにありますように、前もって1月26日に説明をして、承諾をいただいております。これも——さんとは今日確認をしております。

したがって、これは、——は不動産の取り扱いの対象で、やはり必ず行政書士というか、書類を作る所がありまして、そこをまた——という所で、そのの——という方が2月7日15時10分、来られて、そういう手続はきちっと、書類は整っているというところで、1件だけ利用権の設定の解除はまだしていないということで、その分の書類も2月の14日に印鑑を私も押しましたので、一応書類としては全て整っております。

田んぼも、周りが全部住宅で仕方ないかなというふうに思いますので、地元農業委員としては一応クリアしているのではないかなというふうに判断をいたしました。皆様方の御審議をよろしく願います。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、可決承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。当案件は、——所有の農地を——が取得し、それと同時に、そのお隣にある家も一緒にその会社が取得し、——の家屋を取得し、住宅兼事務所として使用しようとするものです。

本農地については、平成22年の豪雨災害で、これ沢のすぐそばにあるんですけど、土砂が大量に流れ込んで、畑がずっと埋まった状態になっておりました。復旧できておりませんでした。今も土砂が積もっている状態なんですけど、そこを、67ページを見ていただけたらわかるんですけど、駐車場とか、木材とかの資材置場として使用したいということがございます。

この—————に譲られることになったきっかけというのが、ちょうど—————がお勤めで、だったらうちで買い取ってあげようということで、結局、今回売ようになった建物のほうも水害の時にいろんな木切れとかが流れ込んできて、ぐちゃぐちゃな状態になっていたんですけど、今はやっときれいになって片づけも終わって、いい感じで使えるんじゃないかなと思っております。

地元委員といたしましては、その埋まったままの農地、周りにも農地がなかったりすることもある、この農地をもし復旧したとしても、誰が耕作するのかということで、結局誰も耕作、可能性がある人はいないので、いいように使っていただけたら、空き家のほうも解消できるし、いいんじゃないかなと思っております。

以上でございます。皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、可決承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第7号の10は、—————が—————の農地に自己用住宅を建築する使用貸借による権利の設定です。

2月13日に事務局と吉本委員さんと現地を確認し、—————にお話を聞きました。場所は、—————の北側境界のすぐそばにあります。—————は全く経営をしておらず、—————、—————ですが、—————の近くに住みたいということで、今回の申請になりました。

次に、営農への悪影響の有無につきましては、周りに農地はありますが、ほとんど休耕水田で、特に問題はないと思います。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽を利用しますが、農業用排水路以外の水路に流すということです。その分について、地元の水利組合の総代の方に確認をしたところ、2月の8日に現地で立ち会って説明を受け、承諾したとのことでした。

報告は以上です。皆さん方の御審議をお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。資料は75ページから80ページになります。議案第7号の11は、———の農地を———が譲り受けて太陽光発電施設を建設するため転用したいという申請です。

この案件につきましては、先月、議案で載っていたんですが、当日に取り下げというふうになりました。今月になっております。

したがって、現地調査等は1月に行いました。1月のこのときに他の案件がありましたので、一緒に行っています。

事務局と宇多村委員さんで現地確認をしまして、16日に行いました。

それから、現地での代理人とのヒアリングを1月11日に行っています。

———については相続でこの土地を取得されておまして、———のほうへお住まいです。したがって、耕作ができないという状況になっていますので、今回、———というところで太陽光発電の施設にしたいという案件です。

———については、特に実績はありませんが、先月、許可が出た中の1件で代表の方は———とおっしゃるんですが、———で、防府に貢献をしたいということで、こうい———を立ち上げて、おられます。

それから、工事については、———が行うことになっています。

この農地に関わる法の許可基準ですが、農地区分は、資料のとおり2種農地ですので、譲受人は周辺に別の土地を持っておりませんので、代用はできないということになると思います。

それから、近く、先ほど言いましたけど、———、ほぼ1町になるんじゃないかと思いますが、たくさん太陽光発電ができますので、送電施設網があるということで、その辺でも有利になります。

地元の水利組合に確認をしましたところ、届け出がされておりました。

それから、いつ工事に入りますかという確認をしたんですが、許可が出次第やりたいということで、当面は3月に来防されて、着工をする予定ではしているということでした。

説明は以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

○16番 16番、内田です。———で2筆これはあるんですが、———のうちの136m<sup>2</sup>というの、ちょっと離れた所にあるんですが、あれはどうなるんですか。

○1番 これも一緒に太陽光になります。

○16番 ここも太陽光になるんですか。

- 1番 はい。
- 8番 そうじゃないのでは。ここは、79ページで見たら、作業トラックの駐車場、これは資材置場みたいな、基本的には駐車場か何かに使う。
- 16番 ちょっと離れた所を駐車場にするんですか。
- 8番 いや、一緒に買ったんじゃないですか。
- 1番 75ページの地図ですが、斜線が引いてある所、これは全て太陽光発電になります。会社はいろいろあるんですが、ちょっと今覚えてないんですがこのうちの一つがやっぱりこの————のです。それから、同時に工事はされる予定とは聞いています。
- 16番 同時に工事されるんですか。
- 1番 ————がやります。————は————がやります。
- 16番 だけど、79ページのパネルの設置図なんかについては、1か所しかないような気がするんです。
- 1番 だから、斜線の部分は前回まで、12月、1月で終わっています。
- 事務局 今、内田さんが聞かれているのは、今回、————と————の2か所が申請地として上がっているんですが、————についてはどのように利用をするのかという話をされていると思うんですけど、この図面上は今——というふうに記載があるんですが、この工事の施工時、工事完了後はメンテナンス用の駐車スペースとして使用をされる。
- 16番 だからパネルは設置されないということですか、この部分。
- 8番 79ページを見るとそういうふうにあがってきます。
- 事務局 今までもあったけど、駐車場と書いていないです。
- 藤井会長 ちなみに、この斜線の部分で、この会社が既にやっている所はどれなんですか。
- 事務局 今わからないです。この地図の中の1か所あるんですけど、どれかわからないです。
- 藤井会長 内田委員、それでよろしいですか。
- 16番 はい、結構です。
- 藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決承認いたします。  
ちょっと長くなりましたので、また後も大分ありますので、休憩しましょう。

午後3時35分休憩

.....  
午後 3 時 45 分再開

○藤井会長 それでは、皆さんお集まりになりましたので、再開いたします。

続きまして、議案第 8 号と第 9 号、一括上程させていただきます。

関係ある委員さんが 3 名ほどおいでになりますけれども、退席なしで進めたいと思いますので、御了承よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の設定について御説明させていただきます。議案書 5 ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第 8 号につきましては、平成 30 年 2 月 26 日公告予定の利用権設定の申請が 28 件提出されております。農地の集積面積は 12 万 167 m<sup>2</sup>でございます。

内容としまして、28 件中使用貸借の設定が 24 件、賃貸借の設定が 4 件で、新規 9 件、再設定が 19 件となっております。それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第 9 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。議案書 11 ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第 9 号につきましては、県で公告予定の利用権設定が 27 件になります。

内容としまして、議案第 8 号の番号 3 から 28 番までについて、公社から貸付を行うものです。議案第 9 号の番号 1 から 26 がそれに対応するものです。

なお、議案第 9 号の番号 27 番につきましては、以前、総会に諮った案件でございますが、公社から貸し付けられている方に変更が生じたものになります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。地元委員さんで説明をされたい、あるいは皆さんの中で御意見のある方はよろしくお願ひします。

私のほうから、5 ページの 2 番です。先ほど地元の内田委員さんから説明があったと思いますが、農協が支所を建てる時に一部農地が残るということで、1 反 4 畝ですので下限面積は 2 反ということでそれを下回るわけですがこの場合には大道のバラ団地がありまして下段面積はクリアしているという判断になっています。

ほかに何か。

○11 番 関連して、前々から農協にも出資型法人、そういうのを作って、地元でもやってほしいという声があるわけなんですけど、ほかの地域は結構そういうものが進んだところも最近全国的に見

られるようなんですけど、防府も、ぜひ公社とか、市と協力して、地元の保全管理とか、作れない人の田んぼをかわりに管理できるような形を作ってほしいという声が農業委員会からあったということで、理事会の方に言っていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○藤井会長 ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第8号、議案第9号、御承認いただける方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第8号、議案第9号、可決承認いたします。

続きまして、議案第10号、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第10号、別冊になります。下限面積（別段の面積）の設定についてにつきまして御説明をいたします。

まず、下限面積についてでございますが、下限面積と申しますのは、農地法の規定によりまして、農地等を取得し、耕作の事業、農業ですが、に供すべき農地の面積の合計を定めたもので、北海道では2ha、都府県では50aに達しなければならないとしているものです。

平成21年12月の農地法の改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなりました。

その下限面積につきましては、毎年度、農業委員会において検討をしなければならないこととなっております。このたび議案として提出したものでございます。

毎年度7月又は8月に提案しているもので、その結果を受けて告示しておりましたが、事務局において失念しておりました。今回の提案となりました。大変申し訳ございませんでした。

議案の裏の面に概要が大体書いてありますけれども、1枚めくっていただきまして、下限面積の設定につきましては、平成22年度から、これまで市内全域50aであったものを、大道地域と右田の小島開作、川開作、村上開作については50aとし、その他の地域は20aとしております。A3の地図を付けておりますけれども、マーカーで囲っております所が右田地区、佐野地区の50aの部分でございます。それと大道地区が50aということで、その他の地域は20aというのが別段の面積として定めたものでございます。

20aとしている根拠でございますが、農地法施行規則第17条第1項第3号の規定によりまして、下限面積以下の農家の割合が全ての農家のおおむね40%以上であることとされております。

おおむね40%を上回っていなければならないということで、その議案の裏の面に書いておりますけれども、資料の20aとしている根拠は、農地基本台帳の下限面積を算出したところ、大道地区を除く全体の農家数5,477戸に対しまして、20a以下の農家数は3,013戸となっております。これは右田が一部含まれておりますけれども、それを入れた数字として出した数字が、約、割合が55.01%となりまして、20a以下の農家の割合が40%以上であることから、下限面積は20aが妥当であるという判断でございます。

50aの大道全地区と右田地区の一部につきまして、次の3つの理由を上げております。営農面積が他地区に比べて比較的大きいこと、農業関係の補助事業等が実施済み及び計画される地域であること、集落営農、法人化等、農業への取り組みが積極的な地域であること、以上の理由に変動が特に生じていないため、50aの変更は行わないということにしております。

よって、大道及び右田の一部の下限面積を50aとし、その他の地域を20aとする現状の設定を引き続きお願いをいたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○藤井会長 説明が終わりました。今、事務局から説明がありましたように、本来なら今年度の早い時期に皆さんで審議してもらわなければならないんですけど、これからご意見を伺うわけですけれどもなにごぶんの時期でございませぬので、今回はこれで本年度は通していただきたいと、来年度へ向けて皆様の御意見を出してもらいたいと思います。御意見がありましたらお願いします。

○11番 11番、石田です。以前からこの中山間地、結局、下限面積、10aでも大き過ぎるという声が結構多くて、なかなか地域を維持していけないと、全国的な動向を見ますと、例えば全国農業新聞、全国農業会議が出して載っているんですけど、空き家バンクを通してその家と農地を一緒に取得したり、借りたりした場合は、特別に下限面積を極端に下げると、1aとかされているところもあるみたいなんですけど、そういった事例がかなり増えてきております。

防府についても、中山間地に限っては、平場はそこそこ担い手もいらっしゃって守れるかもしれないんですけど、山間の棚田のような所は、そういった部分も考えていかないと、地域を守っていけないんじゃないかと思って、以前から市議会でも、空き家バンクで家と一緒に農地も紹介するように何回か私のほうでやらせていただいたんですけど、やっとなこと空き家バンク、今までは不動産会社を通してしか検討をしていなかったんですけど、住民から直接要請があれば載せてくれるようになって、農地の件についても前向きに考えてくれているみたいなので、それがもし市のホームページにちゃんとできるようになった暁には、もう1回御審議ここでいただいて、下限面積下げていただけると、地域を守っていける可能性が少しでも高くなるんじゃないかと思っておりますので、皆様方の御審議をよろしくお願いたします。

○藤井会長 どうぞ。

○8番 8番の古谷ですが、今、石田委員からありましたが、私も全く同感でございます。今、なぜ引

き下げをするかということですが、あくまでも今の事例とすれば、空き家とセットということで、空き家プラス20aでは、なかなかその対応は難しいということから、既に中四国地区でもかなりの行政のほうで既に導入されております。山口県では、阿武町がそれをしております。

そういう中で、空き家の問題、耕作放棄地の問題、それから、新規就農者の待遇の問題、それと抱き合わせにすれば、ある程度特例措置として、こういったものを今頃から考えておく必要があるんじゃないかと思っています。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。あげる方の御意見ございませんか。

今、お二方の御意見ございましたように、かなりほかの市・町でもそういった事案が、1aみたいなところがあります。これもあくまでも条件付きです。（「そうですね、条件付き」と呼ぶ者あり）私も以前から言っていますように、これはあくまでも空き家バンクとセット、両輪としてするなら、私も大賛成だと思うんです。残念ながらまだ防府市においては十分機能していませんので、動き出せば、その時に農業委員会としても検討していきたいと思います。（発言する者あり）

ただ、それともう1点は、ある程度地域を限定して、先ほど意見がありましたように、中山間地でない、のべつまくなしにやると乱開発につながりかねない。そういうところに十分考慮して、ぜひ前に進めていくべき案件だと思います。（発言する者あり）

○11番 市のほうも今、取り組んでくれていて、大体秋頃には空き家バンクをちゃんとできるようになるんじゃないかということだったので、農業委員会で今日このような意見が出たことを、執行部側にもちゃんと伝えていただいて、できるだけ急いでくださいということをお願いして、事務局のほうからお願いしていただけると助かります。お願いします。

○4番 活発に意見が出ています。私も先ほどから民泊の話とあと、新規就農者の支援の話が出て、この2点について。

私なりにいろいろ新聞記事を見たりして先進地のことを調べたりしているんですけど、民泊については、農家の子どもさんが、例えば修学旅行とか、まとめて各農家に散らばっていただいて、各農家で、農業経験を1日だけしてもらって、一緒に晩飯食って、それで次の日に帰っていくというような、そんな企画をしているところがあります。

それは、長崎県の南島原市というところで、これ今私の方でいろいろな所で発表してみようと思うんですけど、子どもの受け入れについては、例えば部屋を改修しないといけないとかあります。それを市が、単独の市費を投じてそれで支援して、学校単位でばさっと受けるから、年間でそこは1万人ぐらいの子どもが来る。

だから、子どもを泊めるということになると、旅館業の許可を取らないといけないとか、最近の新聞を見ると、最近、それが民泊のあれはすごく簡単にできるような仕組みで緩和され近々変わります。

だから、そういうことをこれから中山間の所は考えていけばいいのかなというヒントになるという

のが一つと、あと、新規就農者、防府も5、6人就農しているけど、佐賀県の白石町という所があるんだけど、佐賀はすごい農業県ですから、農協がすごくしっかりして、行政もしっかりして、毎年20人ぐらいの新規就農が来る。それで、それが8割以上が自立して、農産物の野菜とか作って自立しているような地区もありますから、こちらのほうはなかなか厳しい環境にあるのはわかるんだけど、やりようによっては、うまくいくようになればいいなと思っておりますので、すぐすぐは無理でも少しずつでも前にいけばいいかなと思っております。

以上です。

○藤井会長 一応貴重な御意見としてお伺いいたしました。

話をもとに戻すけど、下限面積の件について、何かほかに御意見のある方はお願いします。

では、農業委員会として、来年度に向けて下限面積を、地域を絞るなり、農業、空き家バンクとの連携を密にすることを進めた上で、再検討をするというような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、本年度は提案どおりこれで、従来どおりでいきたいと思えます。よろしくお願いたします。

一応皆さん方の承認をいただきたいので、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、第10号、可決承認いたします。

続きまして、報告事項があります。目を通していただいて、何か御意見のあればお願いします。

○1番 30ページに届出人が——とあるんですが。

○15番 今、30ページの7番目のことを言われていると思うんですが、——です。これ相続で、実は——がいらっしゃるんです。——が今、——に住んでおります。ただ、——も高齢なために、——が、今、——と書いてあるんですけども、——にずっと永住するということじゃなくて、会社勤めの関係で、今、——に赴任しているので、それで——の住所が書いてあるということです。

——にあります。

○藤井会長 ほかに御意見ありませんが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。それでは、報告事項に特に御質問はないようでしたら、これで議案審議を閉じたいと思えます。

午後3時59分閉会

